

高知県高等学校 PTA 連合会 会員の皆さんへ

高知県高P連 PTA 賠償責任保険のご案内

この保険は、高知県高等学校 PTA 連合会を保険契約者とし、各公立高等学校の PTA 会員を被保険者とする「PTA 賠償責任保険」の団体契約です。

1 補償の対象となる事故例

生徒の行為に起因する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（児童・生徒賠償責任補償条項）



- ・自転車に乗っていて、誤って人にぶつかってケガをさせた
- ・買い物中に誤って店の商品を壊した

など

PTA の PTA 活動の遂行に起因する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（管理者賠償責任補償条項）



- ・PTA 総会で使用するために借用したパソコン（備品）を誤って落として壊した
- ・PTA の催しで会場設備の不備により来場者にケガをさせた

など

2 対象となる被保険者（補償の対象となる方）の範囲

	補償の対象となる方	補償の範囲
児童・生徒 賠償責任補償条項	PTA の児童または生徒 PTA の児童または生徒の親権者およびその他の法定の監督義務者	PTA の児童または生徒の行為に起因する賠償責任
管理者 賠償責任補償条項	PTA	・PTA 活動、PTA 管理下（注）の遂行に起因する賠償責任 ・保管物を PTA 会員または児童もしくは生徒が損壊、紛失もしくは盗取されたことによる賠償責任

（注）「PTA 活動」とは、日本国内において児童または生徒の健全な成長をはかるという目的にそって PTA が企画または立案し主催する学習活動および実践活動で PTA 総会、運営委員会等 PTA 会則に基づく正規の手続きを経て決定された諸活動をいいます。

「PTA 管理下」とは、PTA の指揮、監督および指導下において PTA 活動を行っている間をいいます。ただし、PTA 会員または児童もしくは生徒が PTA 活動へ参加するための所定の場所と自宅との往復途上は PTA 管理下には含みません。

3 補償の内容

	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
児童・生徒賠償責任補償条項	PTA の管理下、管理外を問わず、PTA の児童または生徒の行為に起因して、第三者に身体の障害または財物の損壊を与えたことにより被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。	①保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾（じょう）によって生じた損害賠償責任 ③地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波に起因する損害賠償責任 ④被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ⑤被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ⑥被保険者と生計を共にする別居の親族に対する損害賠償責任 ⑦被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧自動車、航空機、船舶もしくは車両（原動力が専ら人力であるものを除きます。）または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 など
管理者賠償責任補償条項	① PTA 活動遂行に伴う損害賠償責任 PTA 活動の遂行中の偶然な事故に起因して、PTA 以外の第三者（PTA 会員を含みます。）に身体の障害または財物の滅失、損傷もしくは汚損を与えたことにより PTA が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 ② 保管物に対する損害賠償責任 PTA 活動にあたって第三者からスポーツ用具、各種教育資材を借り受け、PTA の管理下で使用、管理している間に、PTA の構成員である PTA 会員または児童もしくは生徒がスポーツ用具等の借用物（保管物）を損壊し、紛失し、もしくは盗取されたことによって PTA が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。	①保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾（じょう）によって生じた事故による損害賠償責任 ③地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波に起因する損害賠償責任 ④被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ⑤自動車、車両（原動力が専ら人力であるものを除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑥被保険者の占有を離れた物または飲食物に起因する損害賠償責任 ⑦被保険者が借用した保管物の欠陥、自然の消耗もしくは性質による破損または借用した保管物を貸主に返還した日から 30 日を経過した後に発見された保管物の破損に起因する損害賠償責任 ⑧PTA 活動の終了後に PTA 活動以外の活動に起因する損害賠償責任 など

※ PTA 賠償責任保険では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われたお見舞金は保険金のお支払いの対象とはなりません。

※ PTA 賠償責任保険では、高等学校管理下における部活動中、スポーツ中等の事故についてはお支払いの対象となる場合があります。

4 支払限度額(ご契約金額)および保険料

	支払限度額	保険料
児童・生徒 賠償責任補償条項	対人・対物賠償(共通) 免責金額 (注)対人事故・対物事故合算して1億円が限度となります。	生徒 1名あたり 年間 231 円
管理者 賠償責任補償条項	対人 対物 保管物	保険料は、2025年4月1日の加入者数により変更になる場合がありますのでご注意ください。また、児童・生徒賠償責任補償条項については、団体割引15%(児童・生徒数10,000名以上20,000名未満)を適用しています。このため契約開始の際、児童・生徒数が10,000名未満または20,000名以上となった場合は保険料が変更となります。

1事故につきお支払いする保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。<ご契約の支払限度額(1名・1事故・保険期間中)が限度となります>

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{①損害賠償金}} + \boxed{\begin{array}{l} \text{②損害防止費用} \\ \text{③権利保全行使費用} \\ \text{④緊急措置費用} \end{array}} - \boxed{\text{免責金額}} \quad (\text{自己負担額})$$

次のいずれかに該当するものを被保険者が負担することによって生じる損害に対して保険金を支払います。

① 損害賠償金

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額。ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。

② 損害防止費用 ※1

対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用

③ 権利保全行使費用 ※1

対人・対物事故が発生した場合に、他人に対する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要したまたは有益な費用

④ 緊急措置費用 ※1

対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任がないことが判明したときに、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置に要した費用、およびあらかじめ引受保険会社の同意を得て支出した費用

⑤ 協力費用 ※2

引受保険会社が損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が引受保険会社に協力するために要した費用

⑥ 奏訟費用 ※2

損害賠償に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

※1 その実費につき、①の額と合算して、免責金額を超えた額を、支払限度額を限度にお支払いします。

※2 支払限度額とは別に、実費をお支払いします。ただし、⑥については、①の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の①の額に対する割合を乗じて、お支払いします。

5 保険期間(ご契約期間)

2025年4月1日午後4時～2026年4月1日午後4時までの1年間

中途加入の場合には、加入申込みされた翌月の1日午後4時～2026年4月1日午後4時となります。

6 ご加入方法

別紙「【高知県高P連 PTA賠償責任保険】加入申込票」に必要事項をご記入のうえ、各単位PTA(学校)が一括して高知県高等学校 PTA 連合会までお申し込みください。

(高知県高等学校 PTA 連合会 事務局 FAX: 088-802-7891)

申込期限:3月上旬に別途詳細な締め切りをご案内致します。

保険料払込方法:3月上旬に別途詳細な振込期日および振込口座をご案内致します。

振込金額は一人当たり保険料 231 円を乗じた金額となります。

7 ご注意

- ・このチラシは PTA 賠償責任保険の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特別約款・特約集」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- ・賠償責任保険普通保険約款・特別約款・特約集、保険証券は保険契約者(高知県高等学校 PTA 連合会)に交付されます。
- ・他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無料になることがあります。
- ・補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いすれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。
- ・補償内容の差異や保険金額(支払限度額)等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。※
- ※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。
- ・この保険契約は保険期間中の見込みの児童・生徒数(保険料算出の基礎数値)を基に算出した暫定保険料によりご契約いただき、保険期間(ご契約期間)終了時に確定保険料との差額をご精算(確定精算)いたぐり契約方式(確定精算方式)となっています。ただし、下記「保険料確定特約」をセットすることで確定精算を省略する加入方式もあります。
- ・保険料確定特約について
 - ・この特約をセツトしたご契約の場合、ご契約時に把握可能な最近の会計年度等(1年間)の児童・生徒数(保険料算出の基礎数値)を基に算出した保険料を払い込みいただきます。
 - (注) ご申告いただいた数値を立証できる書類をご提出いただく場合があります。
 - ・保険期間中に確定精算方式への変更はできません。
 - ・保険期間終了時に、保険料算出の基礎数値が減少・増加した場合でも保険料の返還・請求はいたしません。
 - ・保険料算出の基礎数値に誤りがあった場合は、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできない場合があります。
 - ・保険期間中の保険料算出の基礎数値がご申告いただいた数値を著しく上回りまたは下回る見込みがある場合(注)には、この特約はセツトできません。
 - (注) 企業買収・部門売却等の予定がある場合(保険料算出の基礎数値が著しく変動することが明らかな場合)、季節的または一時的な営業期間を保険期間(ご契約期間)とするご契約には、この特約をセツトできません。
 - ・ご契約が保険期間中に解除・解約された場合(中途更改を含みます)には、確定精算は行わず、普通保険約款・特別約款・特約に定める方法に従い保険料を返還・請求いたします。
 - ・中途加入する際には保険期間終了時に確定精算が必要となりますのでご注意ください。
- ・損害保険契約者保護機構等について
引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が 20 人以下の法人をいいます)またはマンション管理組合(以下、「個人等」といいます)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返戻金等は 80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は 100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

8 事故に関するお問合わせ・受付

【事故受付】 事故が発生した場合は、遅滞なく下記またはご契約の下記【取扱代理店】までご連絡ください。ご連絡がないとそれによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることができます。

[事故受付時間:24 時間 365 日]

0120-985-024 (無料)

あいおいニッセイ同和損保
あんしんサポートセンター

※IP電話からは 0276-90-8852(有料) へおかけください。
※おかげ間違いにご注意ください。

9 お問合わせ

【取扱代理店】 株式会社 T-ONE (ティー・ワン)
高知市高須新町 3 丁目 10-24
TEL:0120-60-5227 FAX:088-880-5228

【引受保険会社】 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 高知支店 高知営業開発課
高知県高知市知寄町2丁目3番2号
TEL:050-3462-4544 FAX:088-883-9101

・PTA 賠償責任保険には、被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。